

# 定 款

**Hitz**  
Hitachi Zosen

日立造船株式会社

# 日立造船株式会社定款

1934年5月20日制定

(中間改正省略)

2015年6月23日改正

2022年6月22日改正

2024年6月20日改正

## 第1章 総則

### 第1条（名称）

当会社はカナデビア株式会社と称する。

英文では Kanadevia Corporation と表示する。

### 第2条（本店の所在地）

当会社は本店を大阪市に置く。

### 第3条（目的）

当会社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 次に掲げる品目及びその部品並びにこれに関連する総合設備の設計、製作、売買、仲介、賃貸、据付、修繕、解体、運転・管理及び古物営業法に基づく古物の売買と古物市場の運営

(1) 各種環境保全・公害防止装置

(2) 各種プラント及びプラント関連機器

(3) 各種鉄鋼構造物

(4) 各種水処理装置及びその関連機器

(5) 航空・宇宙機器及びその関連機器

(6) 情報処理システム、通信システム、制御システム及びその関連機器

(7) 鋳造品、鍛造品、セラミックス、複合材料等の素材及び土木建築用材料並びにその加工・表面処理装置

(8) 内燃機関、タービン、ボイラ等の各種原動機、原子力機器、発電装置、船舶及び舶用諸機械

(9) 製鉄機械、鍛圧機械、セメント機械、土木建設機械、運搬機械、鉱山機械、風水力機械、電解装置、脱水機、電子機器、医療機器、食品・医薬製造関連機器、ロボット、フィルム製造装置、電池関連装置等の産業用機械・装置

2. コンピューターソフトウェアの開発、作成、売買、仲介及び賃貸借並びに情報の処理・提供サービス業

3. 不動産の売買、仲介、賃貸及び管理・運営

4. 地域開発、都市開発、海洋開発、資源開発及び環境整備に関する事業並びにこれらに関する企画、設計及び監理の受託

5. 農林水産物等の生産及び販売

6. 食品・医薬品・工業薬品、その他化学薬品等の製造及び販売

7. 海難救助並びに海運業、陸運業、倉庫・港湾荷役業、旅行業、保険代理業、保安警備業及び

#### 人材派遣業

8. 電気、熱その他エネルギーの供給に関する事業
9. 各種廃棄物の収集、運搬及び処分に関する事業
10. 土木工事業、建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、電気工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、機械器具設置工事業、熱絶縁工事業、電気通信工事業、造園工事業、さく井工事業、建具工事業、水道施設工事業、消防施設工事業、清掃施設工事業及び解体工事業
11. 前各号に掲げた事業に関する研究開発、試験・計測、設計、エンジニアリング、コンサルティング及び製作物の保守・保全並びに産業財産権、製造技術・ノウハウ等の販売及び実施許諾
12. 前各号に掲げた事業を営む会社及び外国会社の株式を所有することによる当該会社の事業活動の支配・管理
13. 前各号に関連する事業

#### 第4条（機関）

当会社は次の機関を置く。

1. 株主総会
2. 取締役
3. 取締役会
4. 監査役
5. 監査役会
6. 会計監査人

#### 第5条（公告）

当会社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、産経新聞に掲載して行う。

## 第2章 株 式

#### 第6条（発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は400,000,000株とする。

#### 第7条（自己の株式の取得）

当会社は、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議をもって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

#### 第8条（単元株式数）

当会社は100株をもって1単元の株式とする。

#### 第9条（単元未満株式についての権利の制限）

当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 取得請求権付株式の取得を請求する権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 第10条に定める請求をする権利

#### 第 10 条（単元未満株式の買増請求）

当会社の単元未満株式を有する株主は、その単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すよう当会社に対して請求（以下買増請求という。）することができる。但し、当会社が売り渡すべき数の自己株式を有しないときは、この限りでない。

買増請求をすることができる時期、請求の方法等については、取締役会で定める株式取扱規則による。

#### 第 11 条（株主名簿管理人）

当会社は株主名簿管理人を置く。

株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議をもって選定し、これを公告する。

当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置その他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

#### 第 12 条（株式取扱規則）

当会社の株式に関する取扱及びその手数料は取締役会で定める株式取扱規則による。

### 第 3 章 株 主 総 会

#### 第 13 条（株主総会の招集及び議長）

定期株主総会は毎事業年度終了後 3 か月以内に、臨時株主総会は臨時必要あるときに、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき、取締役会で予め定めた代表取締役がこれを招集し、議長となる。

前項により株主総会を招集すべき者に事故あるときは、取締役会の決議をもって予め定めた順序により他の取締役がこれを招集し、議長となる。

#### 第 14 条（定期株主総会の基準日）

当会社の定期株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

#### 第 15 条（電子提供措置等）

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

#### 第 16 条（決議の要件）

株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

会社法第 309 条第 2 項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

#### 第 17 条（議決権の代理行使）

株主は当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人としてその議決権行使することができる。

株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に差し出すことを要する。

#### 第 18 条（議事録）

株主総会の議事については、議事録を作つてこれに議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載又は記録する。

## 第4章 取締役及び取締役会

### 第19条（取締役の員数）

当会社に取締役3名以上を置く。

### 第20条（取締役の選任）

取締役は株主総会において選任する。

取締役の選任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

取締役の選任については累積投票によらないものとする。

### 第21条（取締役の任期）

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

### 第22条（代表取締役）

代表取締役は、取締役会の決議をもって、取締役の中から選定する。

### 第23条（役付取締役）

取締役会は、その決議をもって、取締役の中から取締役会長1名、取締役社長1名及びその他の役付取締役を選定することができる。

### 第24条（取締役会の招集及び議長）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。

但し、取締役会長を置かない場合は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

前項により取締役会を招集すべき者に事故あるときは、取締役会の決議をもって予め定めた順序により他の取締役がこれを招集し、議長となる。

取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日より少なくとも7日前に発する。

但し、緊急の場合はこれを短縮することができる。

### 第25条（決議の要件及び省略）

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

取締役会の決議事項につき、当該事項の議決に加わることができると取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。但し、監査役が当該事項について異議を述べたときはこの限りでない。

### 第26条（議事録）

取締役会の議事については議事録を作つてこれに議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。

### 第27条（取締役の報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下報酬等という。）は株主総会において定める。

取締役の報酬等の分配は取締役会において定める。

### 第28条（相談役）

取締役会の決議をもつて当会社に相談役若干名を置くことができる。

## 第 29 条（取締役の責任免除）

当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定に基づき、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項に定める取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、同法第 423 条第 1 項に定める損害賠償責任に関し法令に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。

## 第 5 章 監査役及び監査役会

### 第 30 条（監査役の員数）

当会社に監査役 3 名以上を置く。

### 第 31 条（監査役の選任）

監査役は株主総会において選任する。

監査役の選任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

### 第 32 条（補欠監査役の選任決議の効力）

会社法第 329 条第 3 項の規定に基づく補欠の監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

### 第 33 条（監査役の任期）

監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

### 第 34 条（常勤監査役）

常勤の監査役は、監査役会の決議をもって、監査役の中から選定する。

### 第 35 条（監査役会の招集）

監査役会は、各監査役がこれを招集できる。

監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日より少なくとも 7 日前に発する。但し、緊急の場合はこれを短縮することができる。

### 第 36 条（決議の要件）

監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

### 第 37 条（議事録）

監査役会の議事については議事録を作つてこれに議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。

### 第 38 条（監査役の報酬等）

監査役の報酬等は株主総会において定める。

監査役の報酬等の分配は監査役の協議により定める。

#### 第 39 条（監査役の責任免除）

当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定に基づき、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項に定める監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、監査役との間で、同法第 423 条第 1 項に定める損害賠償責任に関し法令に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。

### 第 6 章 会計監査人

#### 第 40 条（会計監査人の選任）

会計監査人は株主総会において選任する。

#### 第 41 条（会計監査人の任期）

会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

#### 第 42 条（会計監査人の報酬等）

会計監査人の報酬等は代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

### 第 7 章 計 算

#### 第 43 条（事業年度）

当会社の事業年度は 1 年とし、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

#### 第 44 条（期末配当及び基準日）

当会社は、毎年 3 月 31 日を基準日として、定時株主総会の決議をもって期末配当としての剰余金の配当を行う。

#### 第 45 条（中間配当及び基準日）

当会社は、毎年 9 月 30 日を基準日として、取締役会の決議をもって中間配当を行うことができる。

#### 第 46 条（配当金の除斥期間）

配当財産が金銭である場合において、支払開始の日から満 3 年を経過して株主がこれを受領しないときは、当会社は支払の義務を免れる。

#### （附則）

1. 定款第 1 条（名称）の変更は、2024 年 10 月 1 日をもって効力を生ずるものとし、本附則は効力発生日の経過をもってこれを削除するものとする。